

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月19日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	開閉所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター)A(3E)点検において、負荷側の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該回路を点検・修理。	GIII	
2	2号機	常用照明用分電盤(NLP-2T11)において、回路No.15(タービン建屋1階北側エリアコンセント)漏電しゃ断器の動作不良(「自動切」位置から「手動切」位置にならず)が認められたため、当該漏電しゃ断を点検・修理。	GIII	
3	3号機	残留熱除去機器冷却海水系残留熱除去機器冷却系熱交換器(A)出口自動空気抜き弁の排水配管において、排水不良(配水管詰まり)が認められたため、当該配管を点検・修理。	GIII	
4	4号機	換気空調系タービン建屋地下2階南西側通路空調ダクトにおいて、一部損傷(作業で使用中のチェーンブロック用ワイヤーが接触し損傷)が認められたため、当該ダクトを点検・修理。	GIII	
5	4号機	非常用ディーゼル発電設備(A)潤滑油プライミングポンプにおいて、軸受部より油のにじみが認められたため、当該軸受部を点検・修理。	GIII	
6	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系逆洗水受タンク(A)出口配管において、配管詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	GIII	
7	3・4号廃棄物処理設備	固化系冷却水ユニット(A)圧縮機(2)において、クランク軸に摩耗による外形寸法の判定値外れが認められたため、当該クランク軸を交換。	GIII	